

令和5年10月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和5年10月31日

長野県安曇野市農業委員会

令和5年10月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和5年10月31日

○会議の日時 令和5年10月31日 午後 1時30分

○招集の場所 安曇野市役所 大会議室

○出席委員（23名）

1番	池上洋助君	2番	矢淵一良君
3番	甕信君	4番	岡山きみ子君
5番	田口博之君	6番	井口勝也君
7番	三枝守和君	8番	上條弘勝君
9番	平川邦夫君	10番	長崎要君
11番	山田太一君	12番	海川信義君
13番	藤原光弘君	14番	中村洋子君
15番	丸山隆也君	16番	川上辰昇君
17番	請地康仁君	18番	笠原哲雄君
19番	降幡修二君	21番	渡辺正幸君
22番	塚田善久君	23番	佐原悦司君
24番	中島完二君		

○欠席委員（1名）

20番 浅川増行君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	宮沢英昭君	事務局次長	松島弘泰君
事務局員	岡田央樹君	事務局員	沖和義君
事務局員	折井希望君		

○議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 農業委員会憲章唱和
- 4 議長着任
 - (1) 出席者数の報告
 - (2) 議事録署名人の指名
- 5 議事
 - (1) 議案第1号 農地法第3条許可申請審議

- (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請審議
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議
 - (4) 議案第4号 農地法第5条許可申請審議
 - (5) 議案第5号 農用地利用集積計画審議 所有権移転
 - (6) 議案第6号 農用地利用集積計画審議 利用権設定
 - (7) 議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議
- 6 報告事項
 - 7 その他
 - 8 議長退任
 - 9 閉会

午後 1時30分 開会

○事務局（宮沢英昭君） それでは、皆様、ご起立ください。礼、ご着席ください。

開会の言葉を佐原会長代理からお願いいたします。

○会長代理（佐原悦司君） 皆さん、こんにちは。今年も残すところ、あと2か月というところでございます。大変異常気象の中でございましたけれども、まだまだ昼間が20℃を越すような状況で、週間予報を見ますと23℃になるような状況もあるようでございます。こういったときは大変体調を崩すようなこともございますので、健康に十分ご留意いただきたいと思っております。

それでは、ただいまから安曇野市農業委員会定例総会を開催いたします。よろしく願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 続きまして、中島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（中島完二君） 皆さん、こんにちは。今日もまた大変ご苦労さまでございます。ただいま佐原さんのほうからお話ありましたけれども、朝夕はめっきり寒くなりました。そしてまたインフルエンザ、これも何かはやっているようですね。どうか体調には十分気をつけていただきたいと思います。

さて先日、農水省のほうから2024年度の米の適正生産量、これが2023年度と同様の669万tに設定されたと、そういうお知らせが参りました。この669万tで設定しますと、2025年の7月末の民間在庫量、これが176万tになるそうです。適正在庫量は180万tというふうに今言われていますから、若干少ない感じになるわけでございますが、そこそよろしいんじゃないですかね。それで、これを受けて今月の終わりから12月の初め、これに長野県の再生協議会のほうから2024年度の米の作付けについての目安値というものが出てきます。安曇野市はこれを受けて来年正月早々、安曇野市の再生協議会、米の調整部会において、これが正式に決定され、実行されるという運びになるわけでございます。簡単に言えば、来年度の米の作付けも本年と同じでいいと、大体そんなふうに捉えていいと思っております。よろしくお願

いをしたいと思います。

さて、11月11日、穂高神社におきまして、信州安曇野 食の感謝祭が開かれます。聞いたところによると5年ぶりだということです。今までコロナの関係でできなかったわけですが、今回はそばの出店がないということでちょっと残念でございますけれども、そのほかの出店は前回同様にありますので、どうか皆さん、こぞって参加をしていただきたい、そんなふうと思うところでございます。

簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、ありがとうございます。

続いて、農業委員会憲章の唱和を行います。議案集、表紙裏をご覧ください。5番、田口博之委員の先唱にてお願いいたします。皆様、ご起立ください。

それでは、お願いいたします。

（唱 和）

○事務局（宮沢英昭君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（中島完二君） それでは、議事に入る前に、前回と同様に、6番、井口勝也委員のオンライン参加について皆様から同意を得たいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ありがとうございます。井口勝也委員のオンライン出席を認めます。参加方法につきましても、前回同様になりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、本定例総会ですが、現在の出席委員が23名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の3の規定により、本会議は成立いたします。

なお、20番、浅川増行委員から欠席届が提出されております。

また、この会議は個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分配慮をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長において指名をいたします。

11番、山田太一委員、13番、藤原光弘委員の2名をお願いいたします。

なお、本日の出席委員は23名ですので、農業委員会等に関する法律第30条の規定により、12名の賛成をもって許可といたします。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（中島完二君） それでは、本日の日程に従いまして進めてまいります。

議事に入る前に議案の訂正がありましたら、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 議案の訂正をお願いします。

4 ページ、申請番号115番、面積合計3,262㎡となっておりますが、600㎡に訂正をお願いいたします。

訂正は以上です。

本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、豊科、穂高、三郷、明科地域は10月27日、堀金地域は10月25日に地域委員会を開催し、協議しております。本日の審議は総会のご意見を求めるものでございます。

○議長（中島完二君） それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請審議でございますが、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、委員番号15番、丸山隆也委員につきましては一時退席をお願いいたします。

（15番退席）

○議長（中島完二君） 議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

45番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） それでは、議案集の1ページをお願いします。申請番号45番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が計1,101㎡です。受人の経営面積は643㎡、渡人の経営面積が1万9,038㎡です。

申請番号45番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号21番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号45番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 21番、渡辺です。

申請番号45番についてご説明いたします。

申請場所ですが、■、約300mになります。

申請事由ですが、渡人は、受人から申請地を譲ってほしいという申出があり譲渡することとした。受人は、自宅近くの農地を取得して農業拡大をしたい。

以上です。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

丸山隆也委員は会場にお戻りください。

（15番入場）

○議長（中島完二君） 続いて、46番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号46番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が計3,518㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が4,446㎡です。

申請番号46番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号7番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて申請番号46番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○7番（三枝守和君） 7番、三枝です。

申請番号46番について説明いたします。

場所は、■行った場所に当たります。

申請事由ですけれども、渡人は、仕事の都合で県外へ引っ越しをすることとなったため申請地を譲渡したい。受人は隣接する住宅を取得したので、申請地を取得し農業を行いたい。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

32番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 2ページをお願いします。申請番号32番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が457㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号5番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号32番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

申請番号32番についてご説明いたします。

申請場所でございますが、■がありますが、その■行ったところに申請場所がございます。東側は■が走っております。

転用事由ですが、申請人は現在、実家に家族と同居していますが、家族が増え手狭になったため、実家に隣接する申請地に住宅を建設したい。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、33番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号33番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が532㎡です。申請内容は貸し駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号20番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（岡田央樹君） 事務局からご説明させていただきます。

申請番号33番についてですが、申請地は、■の土地になります。

転用事由は、申請人は、申請地が■に近く利便性がよいため、貸し駐車場として農地転用を行いたいということでございます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議を上程いたします。

それでは、5番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 3ページをお願いします。申請番号5番です。

申請地は■、現況地目は宅地、面積は550㎡、申請内容は、■、賃貸住宅2棟で許可になったものを宅地分譲1区画に変更するものです。

委員番号12番、図面番号4番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 事務局から説明されましたが、続いて申請番号5番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○12番(海川信義君) 12番、海川です。

申請番号5番についてご説明します。

場所は、■150mほど行ったところに■西に150m入った■の土地です。

申請事由です。申請人は、昨今の物価上昇により資金計画に支障が出たため、申請地を宅地分譲地として計画の変更を行いたい。

ご審議よろしくをお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおりの許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、6番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号6番です。

申請地は■、現況地目は宅地、面積が計1,195㎡、申請内容は、■、建売住宅2棟で許可になったものを建売住宅1棟に変更するものです。

委員番号23番、図面番号5番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 事務局から説明がありましたが、続いて申請番号6番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番(佐原悦司君) 23番、佐原でございます。

申請番号6番についてご説明申し上げます。

申請場所は、■がございます。その隣に■というところがございますが、その■約300m上がったところでございます。

申請事由でございますが、申請人は、建売住宅2棟を建設する予定でございましたが、近隣の住宅からの要望を受け、建売住宅1棟の計画に変更したい。

以上、ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、7番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号7番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が408㎡、申請内容は、■、仮設園庭・一時転用、令和5年12月31日までで許可になったものを、許可日から令和6年9月30日までに変更するものです。

委員番号22番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、続いて申請番号7番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○22番（塚田善久君） 22番、塚田です。

申請番号7番について説明します。

申請地は、■北側に位置します。

申請事由は、申請人は■に時間がかかっているため、申請地の利用期間を延長したい。

審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第4号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

それでは、113番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 4ページをお願いします。申請番号113番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が計84㎡です。申請内容は事業敷地で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号21番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号113番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 21番、渡辺です。

申請番号113番についてご説明いたします。

申請場所ですが、■、約100mの位置となります。

転用事由ですが、借人は、既存通路の幅員が狭く、駐車場が不足しているため、申請地を事業敷地として拡張したい。なお、■となっております。

以上です。審議よろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、114番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号114番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が457㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号5番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号114番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

申請番号114番についてご説明いたします。

申請場所ですが、2ページの4条許可の申請番号32番と同じ場所でございます。

転用事由ですが、仮人は現在妻の実家に家族と同居しているが、家族が増え手狭になった

ため申請地に住宅を建築したい。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、115番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号115番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が600㎡です。申請内容は工事用現場事務所・資材置場・一時転用、許可日から令和6年7月31日までで、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号7番、図面番号6番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号115番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○7番（三枝守和君） 7番、三枝です。

申請番号115番について説明いたします。

先月の定例会で駐車場の土地ということで申請されていたところに当たります。■です。

転用事由ですけれども、借人は、駐車場の建設工事に際し、申請地を借りて現場事務所、資材置場として利用したい。

審議のほうよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、116番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号116番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が計302㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可

要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号7番、図面番号7番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号116番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○7番（三枝守和君） 7番、三枝です。

申請番号116番について説明いたします。

場所は、■、そこから西のほうへ1km入り、北のほうへ50m入った辺り、■がありますけれども、その近くになります。

転用事由ですけれども、受人は、申請地に住宅を建築し安曇野市に移住したい。

審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、117番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 5ページをお願いします。申請番号117番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が515㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号9番、図面番号8番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号117番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○9番（平川邦夫君） 9番、平川でございます。

申請番号117番についてご説明を申し上げます。

場所は、■というのがございまして、すぐ脇ですが、その道を挟んだ北側にこの渡人の住宅があり、その北側に位置してございます。

転用事由は、借人は現在アパートに住んでいるが、家族が増え手狭になったため、実家に隣接する申請地に住宅を建設したい。

よろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、118番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号118番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が56㎡で、申請内容は工事用通路・一時転用、許可日から令和6年4月15日までで、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号9番、図面番号8番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号118番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○9番（平川邦夫君） 9番、平川でございます。

申請番号118番についてご説明を申し上げます。

場所は、申請番号117番と同じになります。転用事由は、借人は住宅建築をするため、申請地を工事用の通路として一時的に利用したい。

よろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、119番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号119番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が計935.93㎡です。申請内容は宅地分譲3区画で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号12番、図面番号9番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号119番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○12番（海川信義君） 12番、海川です。

申請番号119番についてご説明します。

場所は■、北へ400m行ったところを左へ50mほど入ったところの■のすぐ近くのところ
です。周りはどんどん分譲地になっています。

転用事由です。受人は、周辺に駅や商業施設があり、住宅環境がよい申請地を宅地分譲と
して販売したい。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意
見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、120番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号120番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が696㎡です。申請内容は建売住宅1棟で、立地基準等、
許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号3番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号120番の担当
地区委員の説明をお願いいたします。

○3番（甕 信君） 3番、甕です。

申請番号120番についてご説明を申し上げます。

申請地は、■、約300mのところに位置をしております。

転用事由でございますけれども、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため、
申請地を取得し建売住宅として販売をしたい。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意
見、ご質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、121番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 6ページをお願いします。申請番号121番です。

申請地は■、現況地目は雑種地、面積が5.73㎡です。申請内容は住宅敷地、庭で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号16番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号121番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○16番（川上辰昇君） 16番、川上です。

申請番号121番についてご説明申し上げます。

場所は、■の西北側に位置します。

転用事由ですけれども、受人は、渡人の農地に住宅敷地が越境していることが判明したため、農地転用追認申請を行い申請地を譲り受けたい。

ご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、122番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号122番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が計441㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号2番、図面番号1番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号122番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○2番（矢淵一良君） 2番、矢淵です。

申請番号122番についてご説明申し上げます。

場所は、■に位置します。

転用事由ですが、受人は、周辺に商業施設があり、住環境がよい申請地に住宅を建築したい。

ご審議よろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、123番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号123番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が335㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号2番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありました。続いて申請番号123番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○2番(矢淵一良君) 2番、矢淵です。

申請番号123番について説明を申し上げます。

場所は、■から西へ約500mに位置します。

転用事由ですが、受人は現在借家に居住しているが、地元に戻り実家近くの申請地に住宅を建築したい。

審議よろしくをお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、124番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号124番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が494㎡です。申請内容は特定建築条件付土地1区画で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号8番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありました。続いて申請番号124番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○8番(上條弘勝君) 8番、上條です。

申請番号124番についてご説明申し上げます。

申請地の場所ですが、■の南西100mに位置します。

転用事由ですが、受人は、申請地が学校や商業施設に近く、販売が見込めるため、特定建築条件付土地として転用したい。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

はい、どうぞ。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

この特定建築条件土地という判断をした基準を教えてください。

○議長（中島完二君） 事務局で。

○事務局（松島弘泰君） 事務局からお答えいたします。

これを選択するか、建売住宅にするかというのは、申請者の判断ということになります。一般的な建売住宅だと建物を建てて売らないといけないですけれども、この場合、土地を売って、買われた方がお好みの住宅を建てるという方法が取れるという形になっておりますので、申請者側でどうするかという判断をすることになります。

○5番（田口博之君） ありがとうございます。

○議長（中島完二君） そのほか、何かございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、125番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 7ページをお願いします。申請番号125番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が39㎡です。申請内容は住宅敷地、庭で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号8番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号125番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○8番（上條弘勝君） 8番、上條です。

申請番号125番についてご説明申し上げます。

申請地ですけれども、申請番号124番の隣に位置します。

転用事由ですが、受人は、渡人の農地に下水の配管が一部越境していることが判明したことから、農地転用追認申請を行い、申請地を譲り受けたい。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、126番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号126番です。

申請地は■、現況地目は畑及び田、面積が計504㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号1番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号126番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号126番について説明をいたします。

申請地であります、■、そこからおおむね南東へ200mのところ position いたします。

転用事由ですが、受人は、現在居住している住宅が古くなり、また、子供たちが成人したために、今回申請した日当たりのよい場所に住宅を建設したい。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

本案について、これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第5号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（中島完二君） 次に、議案第5号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画（所有権移転）

の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 8ページをお願いします。

安曇野市長から農用地利用集積計画の所有権移転について決定を求められていますので、ご説明いたします。

整理番号1番です。権利の移転をする土地は■、現況地目は田、面積は755㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和5年11月20日、法律関係は売買です。

続いて、整理番号2番です。権利の移転をする土地は■、現況地目は田、面積は計3,514㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和5年11月15日、法律関係は売買です。

続いて、整理番号3番です。権利の移転をする土地は■、現況地目は畑、面積は計5,275㎡、目的はサクランボ、桃、移転・引渡しの時期ともに令和5年11月15日、法律関係は売買です。

以上3件ですが、全ての案件について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（所有権移転）を決定いたします。

議案第6号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（中島完二君） 次に、議案第6号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画（利用権設定）の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 9ページをお願いします。

安曇野市長から農用地利用集積計画の決定を求められていますので、ご説明いたします。

公告日は令和5年10月31日です。

設定件数は、総数35件、8万5,041㎡、そのうち田が32件、7万7,215㎡、畑が3件、7,826㎡です。新規分については、総数が25件、6万1,886㎡、そのうち田が23件、5万

4,869㎡、畑が2件、7,017㎡です。

期間別設定面積につきましては、1年から10年までの期間で設定があり、詳細は一覧表のとおりです。

設定筆数は、総計62筆、田56筆、畑6筆です。耕作者は20人、所有者は33人となっております。利用権設定の一覧につきましては、10ページから11ページです。12ページは、農地中間管理機構一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（利用権設定）を決定いたします。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）

○議長（中島完二君） 次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11号の規定により、長野県中間管理機構に申出のあった内容について、農業委員会として要請の審議をいたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 13ページをお願いします。

令和5年4月1日施行の農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、本申出の内容については、対象農地の地元農業委員会として、その権利移転等の内容が農用地の利用の効率化及び高度化の促進を行う上で問題がないと認められれば、長野県農地中間管理機構に対し、権利の移転を速やかに行うため、要請書を発出するものであります。

権利移転ですが、設定件数は総数2件、1,427㎡、そのうち田が2件、1,427㎡です。期間別設定につきましては2年2か月となっております。設定筆数は総計2筆、うち田が2筆です。借受人については、1名となっております。14ページは、権利移転の一覧となっております。説明については以上です。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしのご発言がありました。

それでは、農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）について要請書を発出することといたします。

○議長（中島完二君） 以上をもちまして、全ての議事が終了いたしました。

何か質問等ありましたらお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ないようですので、これで議事の全てが終了いたしました。

長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、進行ありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を塚田副会長からお願いいたします。

○副会長（塚田善久君） 令和5年10月の安曇野市農業委員会定例総会を閉会します。

ご苦労さまでした。

○事務局（宮沢英昭君） ご起立ください。礼、お疲れ様でした。

午後 2時35分 閉会